

第5章

計画の進め方

津市男女共同参画推進条例第5条において、男女共同参画を推進するために、本市、住民等及び事業者の役割を掲げています。本計画に基づく施策を効果的に推進するには、市とともに、住民等、事業所・各種団体などが連携し、それぞれの責務を果たすことが求められており、そのため推進体制の整備を図ります。

また、本計画に基づく施策は、市政のあらゆる分野に関連しているため、本市においては、庁内及び関係機関との連携を強化し、効果的な施策の推進に努めます。また、引き続き「津市男女共同参画審議会」、「津市男女共同参画推進会議」を以下のとおり設置し、双方と情報交換を積極的に行いながら施策を推進します。

① 津市男女共同参画審議会

津市男女共同参画推進条例第14条に基づき設置される審議会で、学識経験者、国や県の関係機関の職員及び公募による市民等で構成されています。審議会は、男女共同参画基本計画の策定、施策の進捗状況等を審議し、意見を述べ、評価を行います。

② 津市男女共同参画推進会議

津市男女共同参画推進条例第13条に基づき設置される庁内組織で、副市長を会長とし、関係する部長級職員、課長級職員等で構成されており、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策の推進に関することなどを行います。本計画に関する施策は、本市のあらゆる分野に関連していることから、各部局が連携し、より充実した推進体制で進めます。

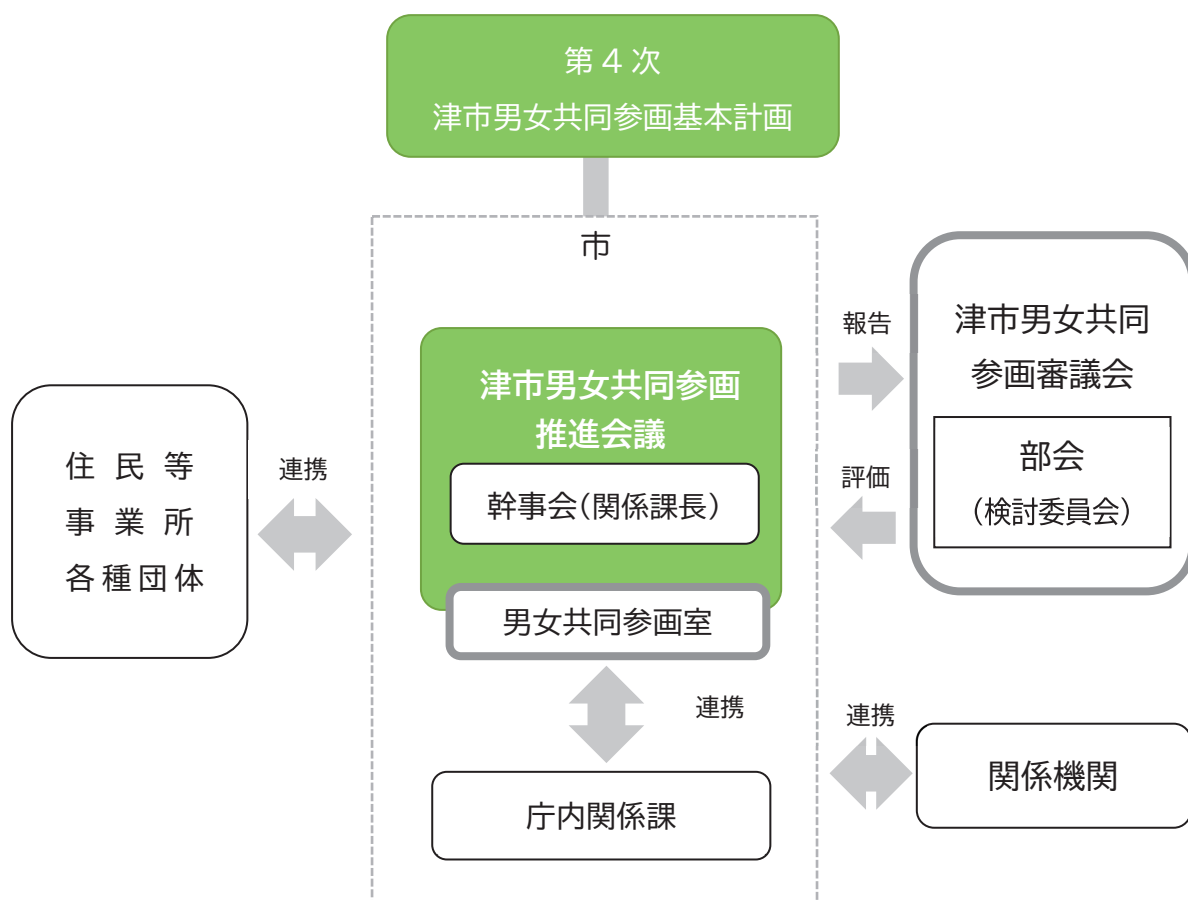


図 5-1 推進イメージ図

2

計画の進行管理

計画に基づく各施策は、毎年度、各担当課が進捗状況や課題等を確認・検証します。また、津市男女共同参画審議会では各施策の進捗状況について評価を受け、関係課へのフォローアップとともに市民に公表することにより、必要に応じて事業の改善を図り、次年度の取組へ反映させることで、実行性のある施策を推進します。

